

香芝市告示第20号

香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月5日

香芝市長 三橋和史

香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育の提供に携わる人材を確保し、離職を防止するため、香芝市内の民間保育所等の設置者に対し、予算の範囲内において香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。
- (2) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士、奈良県の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭であつて、保育士又は保育教諭として勤務するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日において香芝市内に民間保育所等を設置する者であつて、事業の対象となる保育士等（以下「対象保育士等」という。）を居住させるために借り上げた香芝市内の宿舍（以下「補助対象宿舍」という。）に対象保育士等を現に居住させているものとする。

(対象保育士等)

第4条 対象保育士等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日付けこ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）の別添4「保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱」の規定に基づく対象者
- (2) 補助対象者の役員でない者
- (3) 補助対象宿舍に入居する直前の居住地（特別な事情がある場合は、市長

が適当と認める場所) から勤務する民間保育所等までの通勤時間 (運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出する時間とする。以下同じ。) が、片道40分以上となる者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、次に掲げるとおりとし、対象保育士等1人につき月額4万円を上限とする。

(1) 補助対象宿舍の借上げに係る費用のうち賃料及び共益費又は管理費 (以下「賃料等」という。)

(2) その他市長が特に必要と認める費用

2 補助対象者が補助対象経費の一部を対象保育士等に負担させている場合は、補助対象経費から当該対象保育士等が負担している額を控除して得た額を補助対象経費とする。

3 対象保育士等を居住させている日数が1月に満たない場合の補助対象経費の額の算定に当たっては、当該月の日数で日割りにより計算した額と、実際に支払をした額とを比較していずれか低い額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額 (100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付申請書 (第1号様式) に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類について、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 役員等の名簿 (氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。)

(2) 不動産賃貸借契約書の写し

(3) 対象保育士等に係る雇用証明書 (勤務場所及び勤務時間が記載されているものに限る。) の写し

(4) 対象保育士等の住民票の写し

(5) 対象保育士等の保育士証の写し

(6) 補助対象宿舍に入居する直前の居住地 (特別な事情がある場合は、市長が適当と認める場所) から勤務する民間保育所等までの通勤経路が分かる書類

2 前項の規定による申請は、12月分を一括して行うものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて補助金に係る事項について関係機関に照会し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び照会の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業の内容等の変更)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、やむを得ない理由により事業の内容等を変更するときは、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当初の補助対象経費の合計額の100分の20に相当する金額を超えない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて補助金に係る事項について関係機関に照会し、適当と認めるときは、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金変更承認通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了した後、速やかに香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 賃料等の支払をしたことを証明する書類の写し

(2) 前条第1項ただし書の規定により事業の内容等の変更について申請をしていない場合は、第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて補助金に係る事項について関係機関に照会し、交付すべき補助金の額を確定し、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付金額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた者は、第11条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金概算払精算書（第10号様式）を市長に提出し、補助金を精算しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金の交付について、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助対象経費の合計額	金	円
補助対象経費の合計額×3/4 (100円未満端数切捨て)	金	円

添付書類

- 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。）
- 不動産賃貸借契約書の写し
- 対象保育士等に係る雇用証明書（勤務場所及び勤務時間が記載されているものに限る。）の写し
- 対象保育士等の住民票の写し（香芝市が住民登録状況について関係公簿等を調査することに対し同意する場合は、不要）
- 対象保育士等の保育士証の写し
- 補助対象宿舍に入居する直前の居住地（特別な事情がある場合は、市長が適当と認める場所）から勤務する民間保育所等までの通勤経路が分かる書類
- 香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）（概算払を希望する場合のみ）

対象保育士等の氏名	現在の勤務先	採用された日	直前の居住地からの通勤時間等
	所在地 香芝市 名称	年 月 日	通勤時間 時間 分 経路 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり 方法 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> バイク等 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他 () 距離 km
現在の居住地	直前の居住地	勤務時間	
香芝市		<input type="checkbox"/> 雇用契約上勤務時間が月 120時間以上である。	
<input type="checkbox"/> 香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金の交付に関し、次の事項について、上記の対象保育士等の同意を得ています。 (1) 上記の対象保育士等の住民登録状況及び住所の履歴について、香芝市が関係公簿等を調査すること。 (2) 上記の対象保育士等を原因とするこの要綱の規定による補助金と同様の他の地方公共団体の補助金の交付があったかどうか及び上記の対象保育士等の雇用の履歴について、香芝市が関係機関に照会すること。			
保育士等としての雇用期間	勤務先	退職理由	
年 月 日から 年 月 日まで	所在地 名称	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 事業者の都合による解雇 <input type="checkbox"/> その他 ()	
年 月 日から 年 月 日まで	所在地 名称	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 事業者の都合による解雇 <input type="checkbox"/> その他 ()	
年 月 日から 年 月 日まで	所在地 名称	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 事業者の都合による解雇 <input type="checkbox"/> その他 ()	
年 月分	賃料 円 共益費又は管理費 円 合計 円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額 円	
年 月分	賃料 円 共益費又は管理費 円 合計 円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額 円	
年 月分	賃料 円 共益費又は管理費 円 合計 円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額 円	

年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
年 月分	賃料	円	共益費又は管理費	円	合計	円	合計額と4万円とを比較していずれか低い額	円
いずれか低い額の合計		円						

備考

- 賃料及び共益費又は管理費の一部を対象保育士等に負担させている場合は、当該対象保育士等が負担している額を控除してください。
- 居住日数が1月に満たない場合は、当該月の日数で日割りにより計算した額と、実際に支払をした額とを比較していずれか低い額としてください。

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金について、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金について、不交付と決定しましたので、香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

不交付の理由

第4号様式（第9条関係）

香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金について、事業の内容等を変更したいので、香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容

添付書類

要綱第7条第1項各号に掲げる書類のうち事業の内容等の変更に係る書類

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金に係る事業の内容等の変更について、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更後の交付決定金額 金 円

第6号様式（第10条関係）

香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金実績報告書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金について、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定後に変更のあった事項

添付書類

- 賃料等の支払をしたことを証明する書類の写し
- 要綱第9条第1項ただし書の規定により事業の内容等の変更について申請をしていない場合は、要綱第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金について、香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

交付確定金額 金 円

第8号様式（第12条関係）

香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付請求書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

印

電 話 番 号

香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金について交付を受けたいので、香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求額 金 円

第9号様式（第13条関係）

香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

電話番号

香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金について、概算払を受けたいので、香芝市民間保育所等宿舎借上支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

概算払請求額 金 円

第10号様式（第13条関係）

香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金概算払精算書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金について、香芝市民間保育所等宿舍借上支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のとおり精算します。

概算払を受けた金額	金	円
交付確定金額	金	円
差引過不足額 (<input type="checkbox"/> 請求額 <input type="checkbox"/> 返還額)	金	円

備考 不足額を請求する場合は、代表者職氏名欄に押印してください。